令和2年11月26日

「第6次福島市総合計画」ほか4計画 ~パブリック・コメント実施~

施策等に関する下記計画について素案が取りまとまりましたので、市民の多様な意見を 十分考慮した上で最終的に決定するためのパブリック・コメントを実施します。

記

1 パブリック・コメント対象案件

No.	計画・プラン名	担当課
1	第6次福島市総合計画 まちづくり基本ビジョン	政策調整課
2	男女共同参画ふくしまプラン	男女共同参画センター
3	福島市地域福祉計画2021	地域福祉課
4	福島市青少年プラン	こども政策課
5	福島市教育振興基本計画	教育総務課

※各計画の内容については「パブリック・コメント概要書」のとおり

2 意見の提出期間

令和2年11月26日(木)から12月25日(金)

3 素案の閲覧方法

- ①市ホームページ
- ②閲覧場所:各担当課、政策調整課、市民情報室、各支所・茂庭・大波出張所、各学習 センター、市民活動サポートセンター、西口行政サービスコーナー、アク ティブシニアセンター・アオウゼ、こむこむ館、市立図書館、男女共同参 画センター

4 意見の提出方法

- ①市ホームページから専用フォームで
- ②上記素案の閲覧場所に備え付けの用紙に必要事項を記入し、持参か専用の封筒で郵送 又はファクスで

5 意見を提出できる方

- ①本市に住所を有する方
- ②本市に事務所又は事業所を有する方
- ③本市に存する事務所又は事業所に勤務する方
- ④本市に存する学校に在学する方
- ⑤その他パブリック・コメント制度に係る事案に利害関係を有する方

6 その他

いただいたご意見とそれに対する市の考え方については後日公表いたします。

担当:政策調整課 総合計画係 課長 後藤、 課長補佐 目黒 電話 024-525-3788 (直通)

政策調整部 政策調整課

計画・条例名	画・条例名 第6次福島市総合計画 まちづくり基本ビジョン		
目的	第6次福島市総合計画は、本市のまちづくりに関する最上位の計画で、まちづくり基本ビジョン、実行プランの2つの階層で構成します。 まちづくり基本ビジョンは、目指すべき将来のまちの姿やまちづくりを進めるにあたっての基本的な考え方、施策の方向性などを総合的かつ体系的に示すものとして策定します。		
計画の期間	令和3年度 ~ 令和7年度 (5年間)		
として策定します。			
	…将来構想を実現するために重点施策と連動して取り組む個別の施策		
意見提出期間	令和 2年11月26日 ~ 令和 2年12月25日		
備考			

担当:政策調整課 総合計画係

課長 後藤 、補佐兼係長 目黒

電話 024-525-3788 (直通)

総務部 男女共同参画センター

	<u>総務部</u> 男女共同参画センター		
計画・条例名	別名 男女共同参画ふくしまプラン		
目的	第3次「男女共同参画ふくしまプラン」は、女性活躍推進法の改正、働き方改革 関連法の施行、女性に対する暴力への問題意識や多様性への理解の高まりなどの 社会の変化や、令和元年度に福島市で実施した市民意識調査の結果などを踏まえ、 誰もがその個性と能力を発揮でき、安心で暮らしやすい男女共同参画のまち「ふくしま」の実現を目的としています。		
計画の期間	令和3年度 ~ 令和7年度 (5年間)		
概要	1 計画について ・趣 旨:本市の男女共同参画の推進に関する総合的な指針を定めた計画 ・理 由:平成23年度策定の第2次計画が終了するため新たに策定 ・計画期間:令和3年度から令和7年度までの5年間 ・関係機関:福島市男女共同参画審議会(答申を受領、委員12名) ・関係法令:①「男女共同参画社会基本法」 ②「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」 ③「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」 ・上位計画:福島市総合計画 2 主な記載内容(施策の方向性)		
意見提出期間	令和2年11月26日 ~ 令和2年12月25日		
備考			

担当:男女共同参画センター

所長 香野、主任 三浦

電話:024-525-3784(直通)

健康福祉部 地域福祉課

	性尿怕性的 地域怕性脓
計画・条例名	福島市地域福祉計画2021
目的	地区懇談会、市民アンケートを踏まえて外部有識者、庁内策定委員会で検討を行ってきた福島市地域福祉計画2021(素案)について、広く市民の意見を聴取し、計画に反映するため
計画の期間	令和3年度 ~ 令和6年度 (4年間)
概要	地域福祉計画は社会福祉法に基づき策定する計画で、現行の『福島市地域福祉計画2016』が令和2年度で期間満了になることから、現計画の評価、地区懇談会、市民アンケートをもとに外部委員で構成された福島市社会福祉審議会地域福祉専門分科会、庁内委員会からの意見を踏まえた『福島市地域福祉計画2021』の素案を作成した。 1. 基本理念 「みんなでつくろう 共生社会の新ステージ ふくしま」・東日本大震災・福島原子力発電所事故の経験、本市の地域特性を生かし、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくりを推進する。・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における共生社会の精神や取り組みを未来に継承し、共生社会を実現する。 2. 基本目標 「①地域における支え合いの促進 地域の助け合いにより、子どもやその親、高齢者、障がい者などを見守り、支援する体制を構築し、東日本大震災・原発事故や令和元年台風19号などの災害や、新型コロナウイルス感染症の経験を活かした共に支え合う地域づくりを目指す。 健都ふくしま創造事業により市民ぐるみで健康づくりを推進し、自助の基本である自らの健康増進を目指す。 ②誰にでもやさしいまちづくりの推進 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、ハード・ソフト両面のパリアフリーを推進し、その精神や取り組みをレガシーとして未来に継承することで、みんなが安心して暮らすことができるまちづくりを目指す。 日頃の助け合いだけでなく、災害が発生した時を想定した活動や、地域の犯罪を防止する活動など、安全で安心して暮らせる地域づくりを目指す。 子どもやその親、高齢者、障がい者などの日常生活を支援し、お互いに個性や人格を尊重し支え合い、また、それぞれの個性を生かして活躍できる地域づくりを目指す。 ③包括的な相談体制とサービス提供体制の構築自分では、8050問題やダブルケなどの複合・複雑化した支援ニーズに対し、必要な支援の提供を包括的に行えるよう、関係機関との連携を強化し、福祉サービスが必要な方へ適切に届く体制づくりを目指す。
意見提出期間	令和 2年11月26日 ~ 令和 2年12月25日
備考	

担当: 地域福祉課 地域福祉係課長 丹治、 係長 安保木電話 024-525-3760 (直通)

こども未来部 こども政策課

			ことも木木部	<u>ことも</u> 収束誄
計画・条例名	福島市青少年プラン			
目的	青少年の健全育成をめざして、必 令和 2 年度で計画期間満了となる野 した新しい「福島市青少年プラン」	プランで	を見直し、新たな社会	
計画の期間	令和3年度 ~	令和	7年度 (5年間)	
概要	●計画見直しの背景 平成 28 年 3 月の現プラン策定後5 トワーク社会の進展など青少年を意識の変容を踏まえ、「福島市青り ・ 計画策定の基本的考え方 ・ 基本理念を「夢や希望を持って成会全体(行政、市民、家庭、学校、とした人づくり、家庭づくり、地域立てて、各種施策をすすめます。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	取年 しまが び見が観り巻プ る域く えかりかれ あらのらり	社会環境の著しい変化 と で と 少年を応援します」 少年を応援します」 の で 支えくりの 4 カの育成を が の が の の の の の の の の の の の の の	やし し、つ ・・者に 8 中 は で で で で で で で で で で で で で で で で で で
意見提出期間	令和2年11月26日	~	令和2年12	2月25日
備考				

担当:こども政策課 青少年育成係 課長 菅野、 係長 大槻

電話 024-535-1137 (直通)

教育委員会事務局 教育総務課

	<u> </u>		
計画・条例名	条例名 福島市教育振興基本計画(令和3年度~令和7年度)		
目的	教育の目指すべき姿と方向性を明らかにし、その実現に向けた教育施策の総合的指針として、平成27年度に「福島市教育振興基本計画(平成28年度~令和2年度)」を策定しました。 計画期間が令和2年度までであることから、令和3年度から令和7年度までの5年間に重点的に取り組むべき施策を明らかにし、本市教育の一層の推進を図るため、「福島市教育振興基本計画(令和3年度~令和7年度)」を策定します。		
計画の期間	令和3年度 ~ 令和7年度 (5年間)		
概要	教育振興基本計画(令和3年度~令和7年度)」を策定します。		
意見提出期間	令和 2年11月26日 ~ 令和 2年12月25日		
備考			

担当:教育総務課 庶務係

課長清野、課長補佐兼係長秋葉

電話 024-525-3781 (直通)